

東海村告示第**123**号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）第10条第10項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年**12**月**3**日

東海村長 村上 達也



記

指定日	平成24年11月30日
商号又は名称	株式会社アイ・エム・エス
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松字平原3129番地13
復興推進事業の内容	生産用機械器具製造業 (電気・機械関連産業(機械関連産業))
課税特例の根拠規定	法第37条第1項
指定の有効期間	平成24年11月30日から平成34年11月29日まで